

雇用保険法に基づく失業給付(基本手当)を受給開始または受給終了する場合における扶養取消(認定)の取扱い

組合員の被扶養者が会社等を退職後、雇用保険法に基づく失業給付(基本手当)を申請後において、当該給付が受給開始または受給終了する場合の取扱いについてご案内いたします。

基本手当日額の取扱い

被扶養者が雇用保険法による失業給付(基本手当)を受給する場合は、日額で判断いたします。

これに伴い、日額3,612円以上の給付資格があり、且つ、基本手当が支給開始となった場合は、扶養取消の対象となります。

詳しくは、「雇用保険受給資格者証」(第1面)に記載されております【19. 基本手当日額】をご確認願います。

失業給付(基本手当)が受給開始した場合は？

(1) 基本手当日額が3,612円未満

被扶養者として引き続き認定できます。

なお、この場合、以下の書類を提出してください。

【共済組合提出書類】

- ① 雇用保険受給資格者証(第1面～第3面以降)の写し

(2) 基本手当日額が3,612円以上

被扶養者として認定できません。

なお、この場合、以下の書類を提出してください。

【共済組合提出書類】

- ① 被扶養者申告書(取消)
- ② 組合員被扶養者証(原本)
- ③ 雇用保険受給資格者証(第1面～第3面以降)の写し
- ④ 国民年金第3号被保険者関係届 ※20歳以上60歳未満の被扶養配偶者のみ

【扶養取消年月日】

基本手当の支給開始日

※次図をご参照願います。



失業給付(基本手当)が受給終了した場合は？

失業給付(基本手当)が受給終了後に被扶養者の認定を受けようとする場合は、扶養認定手続きが必要となります。

つきましては、速やかに以下の書類を所属所共済事務担当課あてご提出願います。

【共済組合提出書類】

- ① 被扶養者申告書(認定)
- ② 扶養申告にかかる状況書
- ③ 雇用保険受給資格者証(第1面～第3面以降)の写し
- ④ 国民年金第3号被保険者関係届 ※20歳以上60歳未満の被扶養配偶者のみ

【扶養認定年月日】

基本手当の支給終了日の翌日

※次図をご参照願います。



雇用保険受給資格者証（第1面）



〈表〉

雇用保険受給資格者証						(第1面)
1. 支給番号		2. 氏名				
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日	7. 求職番号		
8. 住所又は居所						
9. 支払方法(記号(口座)番号・金融機関名・支店名)						
10. 資格取得年月日		11. 離職年月日		12. 離職理由		
13. 60歳到達時賃金日額		14. 離職時賃金日額		15. 給付制限		
16. 求職申込年月日		17. 認定日				
19. 基本手当日額		20. 所定給付日数		21. 通算被保険者期間		
22. 離職前事業所名						

19. 基本手当日額を確認

この額が、3,612円以上であった場合、認定取消となります。

3,612円未満であれば、認定継続となります。

雇用保険受給資格者証（第3面）

表面

19. 基本手当日額	20. 所定給付日数
4,500	90

基本手当日額が基準内かどうか確認してください。

裏面

行数	処理年月	認定(支給)期間	日数	種類	支給金額	残日数	備考
1	0430	15-XXXXXX-X		キョウサイハナコ			
2		待機満了・待機満了日		310416 離職理由40			
3		給付制限期間 310	417-	010715			
4	0725	15-XXXXXX-X		キョウサイハナコ			
5		010716-0724	9	基本手当	¥40,500	81	
		①		5			
8	1021	15-XXXXXX-X		キョウサイハナコ			
9		010919-1013	25	基本手当	¥112,500		
10		支給終了		②			

①が、支給開始日となります。〔取消日〕 令和元年7月16日

②が、受給終了日となります。〔認定日〕 令和元年10月14日

お願い

毎月の被扶養者の収入確認をしっかりと行いましょう。また、確認書類も忘れずに保管しましょう!!

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306